

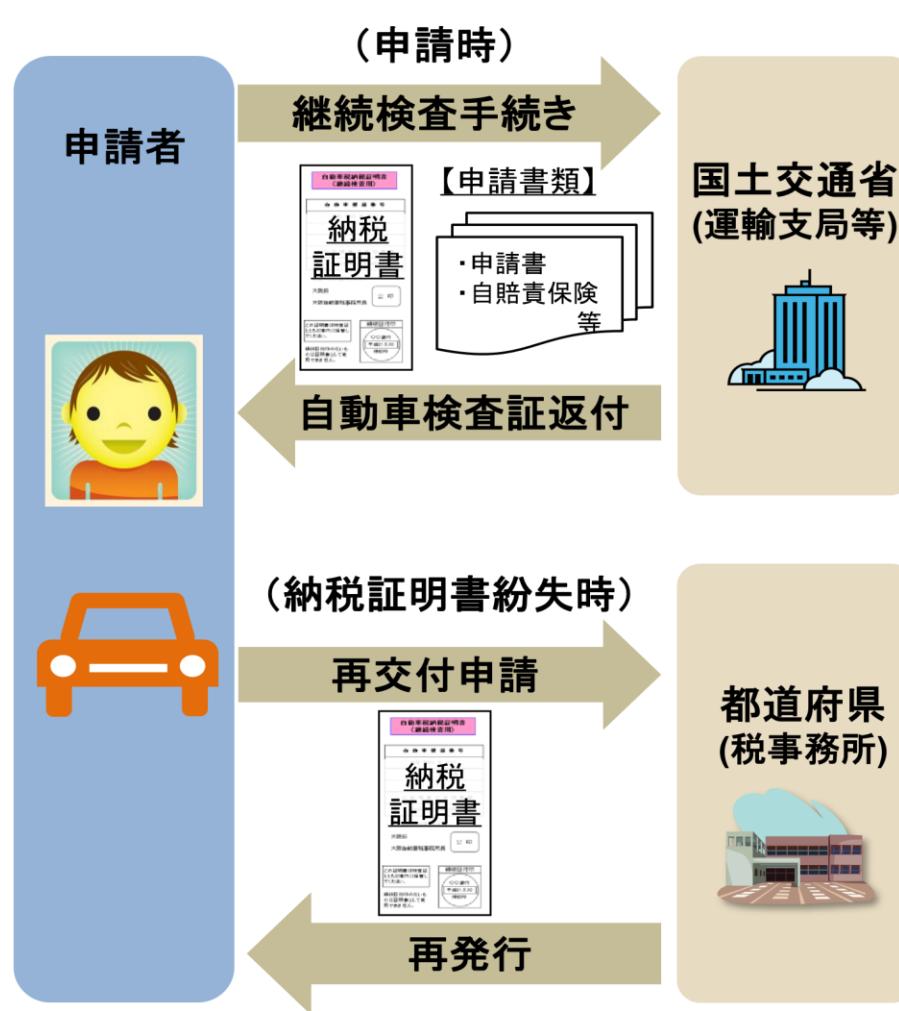
平成27年12月から長野県内で登録(長野・松本・諏訪ナンバー)されている

# 登録自動車は、国の継続検査窓口での納税証明書の提示を省略できるようになりました！

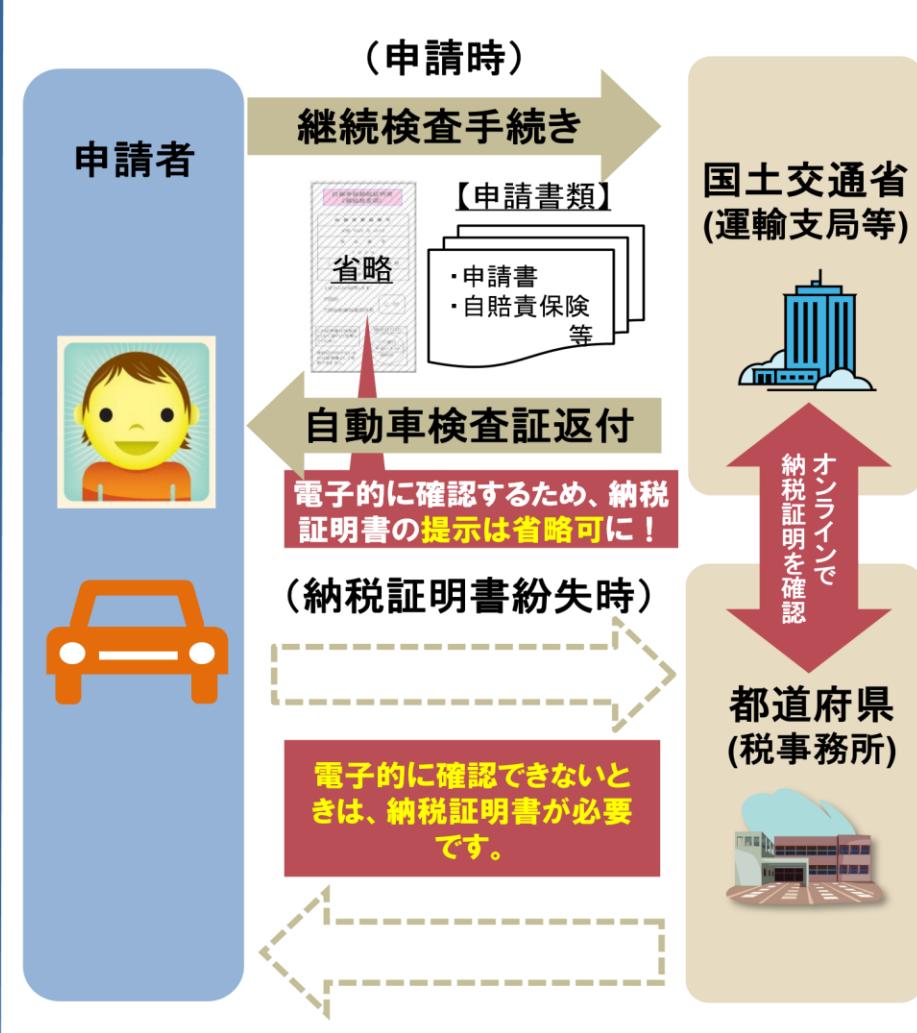
※自動車税種別割に滞納があると、これまでどおり自動車検査証の返付は受けられません。

※軽自動車、小型二輪自動車については、これまでどおり納税証明書の提示が必要です。

## ■平成27年11月までの申請の流れ



## ■現在の申請の流れ



全都道府県が納付確認の電子化に対応済みです。

当該年度の自動車税種別割が課税された都道府県において完納となっていれば、同一の年度中（通常は翌年の5月30日まで）は、名義変更や住所変更があった場合でも、納税証明書の提示は必要ありません。

【ご注意ください】～以下に該当する方は、納税証明書の提示が必要です～

○軽自動車、小型二輪自動車の継続検査を受検される方

○自動車税種別割を納付後、直ぐに継続検査を受検される方

※自動車税種別割の納付方法により当該納付情報が都道府県のシステムに反映されるまで相應の日数（最大3週間程度）がかかる場合があります。自動車税種別割を納付後すぐに継続検査を受検する方は、金融機関の窓口等で納付いただき、納税通知書に添付の納税証明書をご提示ください。詳細は、各都道府県にお問い合わせください。